

# 報 道 資 料

平成20年7月3日

食品・生活安全課 農業水産振興課  
食品安全推進係 環 境 係  
担当：藤 野 古 山  
内線：3181 3843

## 残留農薬基準及び農薬の使用基準違反について

健康安全局が実施している県内流通農産物に対する残留農薬検査において、平成20年6月16日に食品衛生検査所が収去した「ふだんそう」について、7月2日に食品衛生法の残留農薬基準を超えるEPN：0.17ppm（基準値：0.01ppm）が検出されました。

直ちに、生産農家に対し農林部及び健康安全局が合同で立入検査を実施し、調査指導を行いました。

今回の違反のあった「ふだんそう」については、検出量から換算するとADI（1日許容摂取量）の35分の1であり、通常喫食する量では、健康に影響をおよぼす恐れはありません。

当該生産農家に対しては、「ふだんそう」の出荷を行わないよう指導しました。

### 1 食品衛生法に基づく収去検査結果

- (1) 農産物名 ふだんそう
- (2) 収去機関 食品衛生検査所市場食品検査課
- (3) 収去年月日 平成20年6月16日
- (4) 結果判明日 平成20年7月2日
- (5) 被収去者 奈良中央青果株式会社  
大和郡山市馬司町642-2
- (6) 生産農家 里川 知生  
生駒郡斑鳩町法隆寺東
- (7) 検査機関 奈良県保健環境研究センター
- (8) 検査結果 116農薬について検査を実施

EPN 有機リン系殺虫剤	検 出 値：0.17ppm 一律基準値：0.01ppm	残留基準違反(食品衛生法) 使用基準違反(農薬取締法)
-----------------	--------------------------------	--------------------------------

## 2 生産者に対する調査指導

- (1) 調査日 平成20年7月2日(水)午後4時
- (2) 実施機関 農業水産振興課、北部農林振興事務所、郡山保健所
- (3) 栽培面積 約12a(1,200㎡)
- (4) 出荷先 奈良中央青果株式会社(県中央卸売市場内)
- (5) 出荷状況 6月16日 22ケース(約110kg)  
(20束/ケース 1束は4~5枚)  
6月17日~7月2日までに299ケース(約1,495kg)
- (6) 農薬使用状況  
使用基準を確認せずに5月上旬の「育苗時」にEPN乳剤を1,000倍希釈で散布
- (7) 指導事項
  - ① 農薬の使用に当たっては、農薬使用基準を遵守すること
  - ② 農薬使用簿の記帳を徹底すること
- (8) 県内生産者に対する再発防止策
  - ① 農薬の適正使用についての研修会や出前講座等の開催により指導の徹底を図る。
  - ② 農林振興事務所、県下の市町村や生産者団体、農薬販売店等に対して、文書通知を行い、適正使用に対する周知徹底を図る

## 3 被収去者(販売者)の対応

奈良中央青果(株)では、7月2日から当該生産者の「ふだんそう」を出荷停止するとともに、仲卸業者を通じ販売店に出荷されたものを廃棄処分するよう依頼した。

## 4 過去の検出状況等

残留農薬の規制を強化したポジティブリスト制度(農産物等に残留する原則すべての農薬に一律若しくは個別の残留基準を設けた制度)が、平成18年5月29日に施行後、県が実施する収去検査で違反を確認したのは、今回が2回目である。

[検出事例]

平成19年9月、県内産「しろな」

EPN 検出値: 0.083ppm (基準値: 0.01ppm)

イソキサチオン 検出値: 0.2ppm (基準値: 0.1ppm)